

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月25日
【発行者の名称】	ミモザ株式会社 (MIMOSA CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 清水 亨
【本店の所在の場所】	東京都品川区南品川二丁目2番5号
【電話番号】	03-5796-0630
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 山本 一馬
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ミモザ株式会社 https://mimoza-care.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期（中間）	第26期（中間）	第24期	第25期
決算年月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高（千円）	7,384,773	8,028,753	13,928,223	14,965,923
経常利益（千円）	204,523	21,814	223,961	383,766
中間（当期）純利益（千円）	128,065	520	152,360	261,761
純資産額（千円）	1,322,972	1,379,149	1,240,372	1,456,667
総資産額（千円）	6,777,722	8,330,385	6,503,679	8,524,549
1株当たり純資産額（円）	1,910.93	1,993.72	1,789.21	2,107.95
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	6,700 (—)	11,500 (—)
1株当たり 中間（当期）純利益（円）	188.72	0.76	224.52	385.73
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益（円）	—	0.73	—	—
自己資本比率（％）	19.1	16.2	18.7	16.8
自己資本利益率（％）	10.2	0.0	13.1	19.8
株価収益率（倍）	—	2,509.2	—	—
配当性向（％）	—	—	29.8	29.8
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	229,654	△262,497	△126,017	385,661
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△65,756	△606,589	△66,683	△493,106
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△28,440	120,936	△46,070	325,192
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高（千円）	1,325,254	659,393	1,189,796	1,407,543
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕（名）	782 〔1,191〕	820 〔1,286〕	745 〔1,178〕	807 〔1,196〕

- （注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第24期、第25期中間期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、当社は非上場であったため記載しておりません。
4. 第24期、第25期中間期及び第25期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第24期は67円、第25期は115円となります。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
820(1,286)	41.1	5.3	4,715

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善により個人消費が底堅く推移したことに加え、インバウンド需要の回復などで景気は緩やかに回復基調で推移しました。一方、円安の影響などによる原材料・エネルギー価格の上昇、深刻な人手不足、不安定な国際情勢等から依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

介護業界においては、高齢化が年々進み介護サービスの需要は益々高まっておりますが、サービスを支える人材の確保・育成に加え生産性の向上が経営上の大きな課題となっております。

このような状況の下、当社は経営理念である「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」をより多くの地域で実現するために経営基盤の確立と事業拡大に取り組んでまいりました。経営を安定化するための人材確保につきましては、定期・キャリアの両面で採用活動の多様化を図るとともに、定着率向上を目標に働き甲斐を追求した評価、処遇改善、賃金体系のアップデートを図ってまいりました。また、事業拡大につきましては、前期末の群馬県前橋市と静岡県三島市の介護付きホーム開設に引き続き、4月に福島県郡山市と埼玉県川越市にグループホームと小規模多機能型居宅介護、埼玉県狭山市にグループホームを新規に開設いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は8,028百万円（前年同期比8.7%増）となりましたが、新規開設施設の黒字化に一定程度の期間を要することから、営業損失は6百万円（前年同期は155百万円の営業利益）、経常利益は21百万円（前年同期比89.3%減）、中間純利益は0百万円（前年同期比99.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ748百万円減少し、659百万円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は262百万円となりました。これは主に売上債権の増加213百万円、補助金の受取額208百万円、減価償却費114百万円、法人税等の支払額114百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は606百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出598百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は120百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入400百万円、長期借入金の返済による支出385百万円、短期借入れによる収入300百万円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
介護事業	8,028,753	108.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）
神奈川県国民健康保険団体連合会	2,544,479	31.7
東京都国民健康保険団体連合会	904,392	11.3

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法（「以下、「産競法」という。」）第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の

a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はi からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとし取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は、3,676百万円（前事業年度末残高は4,366百万円）となり、前事業年度末に比べ689百万円減少しました。その主な要因は、売上増加に伴い売掛金が213百万円増加した一方、固定資産投資により現金及び預金が748百万円減少したこと等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は、4,653百万円（前事業年度末残高は4,158百万円）となり、前事業年度末に比べ495百万円増加しました。その主な要因は、建設仮勘定が86百万円減少した一方、土地が350百万円、建物が222百万円増加したこと等によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は、2,469百万円（前事業年度末残高は2,520百万円）となり、前事業年度末に比べ51百万円減少しました。その主な要因は、短期借入金が300百万円増加した一方、未払法人税等が106百万円、預り金が73百万円、契約負債が68百万円、未払費用が57百万円、未払金が48百万円減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は、4,481百万円（前事業年度末残高は4,547百万円）となり、前事業年度末に比べ65百万円減少しました。その主な要因は、社債が40百万円、長期借入金が18百万円、リース債務が12百万円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は、1,379百万円（前事業年度末残高は1,456百万円）となり、前事業年度末に比べ77百万円減少しました。その要因は、配当により利益剰余金が77百万円減少したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は588百万円です。

その主なものは土地の取得によるものであります。

また、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運 搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
神奈川県 (107ヶ所)	介護施設	374,669	15,650	1,007	17,022	107,318 (537.48)	3,430	519,099	381 (783)
東京都 (35ヶ所)	介護施設	60,215	433	4,367	17,253	—	—	82,269	164 (215)
埼玉県 (23ヶ所)	介護施設	293,018	18,405	8,234	17,057	350,543 (1,672.00)	145,493	832,752	114 (138)
千葉県 (9ヶ所)	介護施設	—	—	434	1,020	—	214,981	216,437	49 (65)
静岡県 (7ヶ所)	介護施設	453,659	14,387	5,594	5,655	100,963 (1,757.33)	257,816	838,076	19 (55)
宮城県 (2ヶ所)	介護施設	16,934	—	—	278	—	—	17,212	11 (3)
栃木県 (1ヶ所)	介護施設	2,702	—	1,054	3,919	—	—	7,676	8 (7)
群馬県 (1ヶ所)	介護施設	332	—	—	5,028	—	788,486	793,847	6 (9)
福島県 (2ヶ所)	介護施設	—	—	3,510	3,752	—	166,141	173,404	7 (6)
本社 (東京都品川区)	事業所等	7,614	—	—	556	—	0	8,171	61 (5)

- (注) 1. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。
3. 帳簿価額には、消費税等を含んでおりません。
4. 現在休止中の重要な設備はありません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（）内にて外数で記載しております。
6. 建物は賃借しており、年間賃借料は2,184,364千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額（千円）		資金調達方法	予定年月		完成後の増加能力
		総額	既支払額		着手	完了	
ミモザ上尾 むくのき苑 (上尾市本町)	介護付き ホーム	1,450,000	592,571	借入金	2024年7月	2025年7月	建物：介護付きホーム 定員数90名 土地：1,672㎡

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株） （2024年9月30日）	公表日現在発行数（株） （2024年12月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,710,000	2,031,400	678,600	678,600	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数 100株
計	2,710,000	2,031,400	678,600	678,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2011年6月28日 株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 （2024年9月30日）	公表日の前月末現在 （2024年11月30日）
新株予約権の数（個）	272	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,200 （注）1. 2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2046年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 964.6 資本組入額 482.3 （注）1.	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役がその地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り行使できるものとする。その権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	678,600	—	80,000	—	188,980

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
森山興産株式会社	神奈川県逗子市久木8丁目7番12号	331,000	48.78
斎藤 静敬	栃木県宇都宮市	36,000	5.31
ミモザ従業員持株会	東京都品川区南品川2丁目2番5号	33,300	4.91
高橋 昌之	神奈川県平塚市	21,000	3.09
大場 末子	東京都大田区	18,000	2.65
松本 考二	神奈川県横浜市緑区	17,500	2.58
武田 正市	東京都杉並区	16,800	2.48
安藤 道子	神奈川県横浜市緑区	14,000	2.06
大南 貴哉	神奈川県小田原市	12,500	1.84
吉田 徹	神奈川県座間市	12,000	1.77
森山 久枝	神奈川県逗子市	12,000	1.77
計	—	524,100	77.23

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 678,600	6,786	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	678,600	—	—
総株主の議決権	—	6,786	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第2回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 13名 （注） 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名となっております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高（円）	—	—	1,907	—	—	—
最低（円）	—	—	1,907	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 当社株式は、2024年6月18日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 2024年7月から2024年9月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	副社長 東北・関東 地域本部 本部長	稲田 貴久	1963年 3月8日生	1987年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック 株) 入社 2021年3月 当社入社 執行役員企画本部本部長 2022年6月 当社取締役就任 2023年2月 当社常務取締役就任 2023年12月 当社取締役退任 2024年8月 当社取締役就任 2024年9月 当社代表取締役社長就任 2024年11月 当社取締役副社長就任 (現任)	(注) 1	—	2024年 8月30日
取締役	常務 人事部門 部門長	能瀬 靖史	1961年 1月14日生	1983年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック 株) 入社 2023年9月 当社入社 人事部門部門長 2024年8月 当社取締役就任 2024年9月 当社常務取締役就任 (現任)	(注) 1	—	2024年 8月30日

(注) 1. 取締役稲田貴久氏、能瀬靖史氏の任期は、2024年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
専務取締役 神奈川・東海事業本部事業本部長	佐久間 雄司	2024年6月30日

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	清水 亨	2024年7月1日
代表取締役会長	代表取締役会長兼社長		2024年9月1日
取締役副社長	代表取締役社長	松本 考二	2024年7月1日
代表取締役社長	取締役	稲田 貴久	2024年9月1日
取締役副社長	代表取締役社長		2024年11月1日
常務取締役	取締役	能瀬 靖史	2024年9月1日
代表取締役社長	取締役副社長	大南 貴哉	2024年11月1日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性比率

男性14名、女性2名 (役員のうち女性の比率12.5%)

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,407,543	659,393
売掛金	2,640,194	2,853,800
貯蔵品	8,766	5,802
前払費用	92,269	106,825
その他	234,214	64,341
貸倒引当金	△16,467	△13,256
流動資産合計	4,366,521	3,676,908
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 986,581	※1, ※3 1,209,146
構築物（純額）	※1 32,150	※1 48,876
車両運搬具（純額）	23,270	24,203
工具、器具及び備品（純額）	55,171	71,544
土地	※1 208,282	※1 558,826
リース資産（純額）	1,606,035	1,576,349
建設仮勘定	※1, ※3 312,053	225,652
有形固定資産合計	※2 3,223,546	※2 3,714,600
無形固定資産		
ソフトウェア	19,343	20,458
リース資産	98,226	110,705
その他	1,447	1,600
無形固定資産合計	119,018	132,764
投資その他の資産		
投資有価証券	4,000	4,000
出資金	6	6
長期前払費用	74,226	75,600
繰延税金資産	107,973	94,666
敷金及び保証金	629,910	632,482
その他	411	424
貸倒引当金	△1,064	△1,068
投資その他の資産合計	815,464	806,112
固定資産合計	4,158,028	4,653,477
資産合計	8,524,549	8,330,385

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	115,943	118,495
短期借入金	—	※1 300,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 706,185	※1 738,918
1年内償還予定の社債	140,000	100,000
リース債務	68,042	74,614
未払金	211,373	162,925
未払費用	674,377	617,339
未払法人税等	114,208	7,740
契約負債	368,966	300,244
預り金	120,641	47,464
その他	1,120	1,969
流動負債合計	2,520,860	2,469,713
固定負債		
社債	60,000	20,000
長期借入金	※1 2,346,550	※1 2,327,880
リース債務	1,731,452	1,718,500
資産除去債務	90,091	90,690
その他	318,927	324,451
固定負債合計	4,547,021	4,481,522
負債合計	7,067,881	6,951,236
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金		
資本準備金	188,980	188,980
その他資本剰余金	163,980	163,980
資本剰余金合計	352,961	352,961
利益剰余金		
利益準備金	2,984	2,984
その他利益剰余金	994,511	916,993
繰越利益剰余金	994,511	916,993
利益剰余金合計	997,496	919,977
株主資本合計	1,430,457	1,352,939
新株予約権	26,209	26,209
純資産合計	1,456,667	1,379,149
負債純資産合計	8,524,549	8,330,385

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	※ 1	7,384,773	※ 1	8,028,753
売上原価	※ 2	6,501,429	※ 2	7,362,851
売上総利益		883,343		665,902
販売費及び一般管理費	※ 2	727,562	※ 2	672,655
営業利益又は営業損失 (△)		155,780		△6,752
営業外収益				
補助金収入	※ 3	66,798	※ 3	68,112
その他		2,324		2,176
営業外収益合計		69,122		70,289
営業外費用				
支払利息		18,481		40,348
その他		1,897		1,373
営業外費用合計		20,379		41,722
経常利益		204,523		21,814
特別損失				
固定資産除却損	※ 4	0	※ 4	245
特別損失合計		0		245
税引前中間純利益		204,523		21,568
法人税、住民税及び事業税		88,513		7,740
法人税等調整額		△12,055		13,307
法人税等合計		76,458		21,047
中間純利益		128,065		520

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	778,216	781,201	1,214,162	26,209	1,240,372
当中間期変動額										
剰余金の配当						△45,466	△45,466	△45,466		△45,466
中間純利益						128,065	128,065	128,065		128,065
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	82,599	82,599	82,599	－	82,599
当中間期末残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	860,816	863,801	1,296,762	26,209	1,322,972

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	994,511	997,496	1,430,457	26,209	1,456,667
当中間期変動額										
剰余金の配当						△78,039	△78,039	△78,039		△78,039
中間純利益						520	520	520		520
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△77,518	△77,518	△77,518	－	△77,518
当中間期末残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	916,993	919,977	1,352,939	26,209	1,379,149

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	204,523	21,568
減価償却費	79,262	114,613
補助金収入	△66,798	△68,112
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,666	△3,206
受取利息及び受取配当金	△403	△263
支払利息	18,481	40,348
固定資産除却損	0	245
売上債権の増減額 (△は増加)	△201,256	△213,606
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,477	2,963
前払費用の増減額 (△は増加)	△10,986	△11,342
長期前払費用の増減額 (△は増加)	11,365	△1,374
預り金の増減額 (△は減少)	89,436	△73,177
未払金の増減額 (△は減少)	1,107	△38,101
未払費用の増減額 (△は減少)	61,404	△57,048
契約負債の増減額 (△は減少)	△86,841	△68,722
その他	38,018	42,216
小計	146,458	△313,000
利息及び配当金の受取額	403	263
補助金の受取額	89,294	208,000
利息の支払額	△17,934	△43,552
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	11,432	△114,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,654	△262,497
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△49,166	△598,722
無形固定資産の取得による支出	△1,630	△5,281
敷金及び保証金の差入による支出	△15,429	△3,161
その他	469	576
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,756	△606,589
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	300,000
長期借入れによる収入	400,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△244,022	△385,937
社債の償還による支出	△120,000	△80,000
配当金の支払額	△45,452	△78,020
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△18,965	△35,105
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,440	120,936
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	135,457	△748,149
現金及び現金同等物の期首残高	1,189,796	1,407,543
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,325,254	※ 659,393

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社が営む介護事業における主な履行義務の内容は、介護サービスやそれに付随する居室や食事等の提供を行う役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。また、介護付きホームにおいて受領している入居一時金については、平均入居期間で均等按分して収益認識を行っております。

なお、履行義務の対価に変動対価は含まれず、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
建物	722,620千円	963,319千円
構築物	30,948	47,807
土地	208,282	558,826
建設仮勘定	288,403	—
計	1,250,253	1,569,953

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
短期借入金	—千円	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	113,736	113,736
長期借入金	939,982	883,114
計	1,053,718	1,296,850

※2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	1,112,256千円	1,204,226千円

※3 国庫補助金の受入れに伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
建物	—千円	70,560千円
建設仮勘定	70,560	—
計	70,560	70,560

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額

減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	66,267千円	97,418千円
無形固定資産	12,995	17,194
計	79,262	114,613

※3 補助金収入（営業外収益）の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
処遇改善補助金	一千円	31,689千円
施設開設補助金	37,755	15,111
コロナ対策補助金	5,304	7,200
費用高騰補助金	23,145	7,044
非常用電源導入補助金	—	6,474
第三者評価補助金	594	594
計	66,798	68,112

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
工具、器具及び備品	0千円	245千円
計	0	245

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,786	—	—	6,786
合計	6,786	—	—	6,786

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計 期間末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	272	—	—	272	26,209
合計		—	272	—	—	272	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,466	6,700	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 1. 2023年12月14日付で普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	678,600	—	—	678,600
合計	678,600	—	—	678,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計 期間末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権	普通株式	27,200	—	—	27,200	26,209
合計		—	27,200	—	—	27,200	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	78,039	115	2024年3月31日	2024年6月28日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
現金及び預金勘定	1,325,254千円	659,393千円
現金及び現金同等物	1,325,254	659,393

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として建物長期賃貸借契約であります。

(イ) 無形固定資産

主としてソフトウェア及びライセンスであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前中間会計期間 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1年内	2,082,210	2,017,434
1年超	39,403,166	35,867,360
合計	41,485,377	37,884,795

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は現金であること、及び、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	629,910	476,271	△153,638
資産計	629,910	476,271	△153,638
(1) 社債(*1)	200,000	198,893	△1,106
(2) 長期借入金(*2)	3,052,735	3,027,183	△25,551
(3) リース債務(*3)	1,799,495	1,727,000	△72,495
負債計	5,052,230	4,953,077	△99,153

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内リース債務を含めております。

(*4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	632,482	461,156	△171,325
資産計	632,482	461,156	△171,325
(1) 社債(*1)	120,000	119,218	△781
(2) 長期借入金(*2)	3,066,798	3,031,761	△35,036
(3) リース債務(*3)	1,793,115	1,675,875	△117,240
負債計	4,979,913	4,826,855	△153,058

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内リース債務を含めております。

(*4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 社債、(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、新規社債発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	476,271	—	476,271
資産計	—	476,271	—	476,271
社債	—	198,893	—	198,893
長期借入金	—	3,027,183	—	3,027,183
リース債務	—	1,727,000	—	1,727,000
負債計	—	4,953,077	—	4,953,077

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	461,156	—	461,156
資産計	—	461,156	—	461,156
社債	—	119,218	—	119,218
長期借入金	—	3,031,761	—	3,031,761
リース債務	—	1,675,875	—	1,675,875
負債計	—	4,826,855	—	4,826,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(貸借対照表計上額4,006千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当中間会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(中間貸借対照表計上額4,006千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より8年から50年と見積り、割引率は0.0%から2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	73,122千円	90,091千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,988	—
時の経過による調整額	980	598
資産除去債務の履行による減少額	—	—
中間期末(期末)残高	90,091	90,690

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	4,841,171
在宅系サービス	2,543,602
外部顧客への売上高	7,384,773

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	5,233,913
在宅系サービス	2,794,848
外部顧客への売上高	8,028,753

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,400,125	2,640,194
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	2,640,194	2,853,800
契約負債（期首残高）	516,604	368,966
契約負債（中間期末（期末）残高）	368,966	300,244

契約負債は、一部介護付きホームにかかる顧客から受け取った入居一時金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間において、契約負債が68,722千円減少した主な理由は、一部介護付きホームの新規顧客により40,320千円増加した一方、入居一時金の返金や、収益を認識したことにより109,042千円減少したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当中間会計期間末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
1年以内	117,835	96,832
1年超2年以内	88,018	66,620
2年超3年以内	60,112	52,812
3年超	103,000	83,978
合計	368,966	300,244

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	2,395,777
東京都国民健康保険団体連合会	874,668

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	2,544,479
東京都国民健康保険団体連合会	904,392

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり純資産額	2,107円95銭	1,993円72銭

(注) 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	188円72銭	0円76銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	128,065	520
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	128,065	520
普通株式の期中平均株式数 (株)	678,600	678,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	0円73銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	27,186
(うち新株予約権 (株))	—	(27,186)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2011年6月28日取締役会決議による第2回新株予約権 (新株予約権の数50,000個)	—

(注) 1. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前中間会計期間の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月25日

ミモザ株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 島 信 吾
------------------------	-------	---------

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	辰 巳 尚
------------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミモザ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ミモザ株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上